

「特定事業者リスト」に関するFAQ

本資料は、一般社団法人 M&A 支援機関協会が運用している「特定事業者リスト」制度について、代表的な質問をまとめたものです。制度の適正な運用のため、本 FAQ をご一読いただき、実務上の判断や適正な報告業務にお役立てください。

特定事業者の情報共有に関する規約：https://www.maa-a.or.jp/pdf/maa-a_isgl_250401.pdf

【特定事業者リストの性質／範囲／総則】

	質 問	回 答	関連条項
1	特定事業者リストでヒットした譲り受け側とは取引をしてはいけないのか。	特定事業者リストは取引拒絶の仕組みではありません。様々なレベル感の登録事由に基づき情報が登録され、自動登録の仕組みである以上は、中には不可抗力的に登録される場合もあります。また、いったんは保証未解除で自動登録されたものの、その後解除できたことが分かった場合にはその旨の登録もされます。登録の背景事情や保証債務の種類は備考欄等に記載があるため、登録事由とあわせて十分内容を精査の上、取引を行うのが適切か否かは各制度参加会員の判断とポリシーに委ねられます。 各制度参加会員において、リスト情報の取り扱い及び判断に関する内部運用ルールを作成しておくことが望ましいと言えます。 なお、リスト確認のタイミングも各制度参加会員の判断に委ねられますが、制度の趣旨からすると、入口の受託判断の時だけに限られず、ディールの過程において適宜適切に確認頂くことが望ましいと言えます。	中企庁財務課令和7年2月3(2)規約第七条第1項
2	当事者が最終契約書などにおいて解除対象外であると明確に合意した経営者保証も登録対象となるのか。	当事者が明確に解除対象外と合意した経営者保証はリスト登録の対象外になります。ただし、潜脱を防ぐため、条件付解除の合意や努力義務の合意等は登録対象になります。また、登録対象外の合意が万が一、悪用され譲り渡し側に被害が生じた場合は、結果的に譲り受け側は5号事由に該当するとして、リストへ登録される可能性が高く、仲介・FA業者の責任も問われ得るため注意が必要です。	規約第三条第1項第1号乃至第3号、同第5号
3	保証解除に関する自動登録要件の期日を経過してから、解除しない旨の合意を行った場合、登録対象になるのか。	保証解除に関する自動登録要件の期日を経過すれば、自動登録の対象となるため、解除しない旨の合意の前に登録がなされる可能性があります。そのような場合は、異議申し立てがなされれば、その手続きの中で事実関係が調査され、その調査結果により備考欄等で事情が追記されるということや、登録自体が削除されるケースもあり得ると考えられます。	規約第三条第1項第1号、第四条第2項
4	保証債務等が未解除のまま M&A 取引の実行日から 60 営業日を経過した場合でも、当事者間で保証解除期限の延期の合意をすれば登録を留保することができるのか。	当事者間での保証解除期限の延期の合意だけでは登録は留保されません。当事者間で合意する期限によって登録の可否が決まるとなると、譲り受け側としては、長期間の期限を設定することによりできる限り登録を避けようとすると考えられます。そのため、そういった形での潜脱が行われる可能性があることに加え、結果として保証解除期限を長期化させることを招きかねないため、特定事業者リストの登録要件において、保証解除期限については当事者の合意は影響されない固定の期限が設定されています。 【補足】 ご質問のケースでも、最終契約で保証を解除しないという合意がなされるのであれば M&A 取引の実行日から 60 営業日を経過したのみをもって直ちに登録事由に該当することにはなりません。 しかしながら、そのような合意を認めることの合理性は強く問われることとなる上、万が一、そのような合意が悪用され譲り渡し側に被害が生じた場合は、結果的に譲り受け側は5号事由に該当するとして、リストへ登録される可能性が高く、仲介・FA業者の責任も問われ得るため注意が必要です。	規約第三条第1項第1号
5	M&A 取引実行後も譲り渡し側が代表取締役として一定期間継続することが決まっているケースで、たとえば最終契約で「代表取締役の退任日から 60 営業日以内」に保証を解除すると合意することにより、60 営業日の起算日を代表取締役退任日からとすることは問題ないか。	当事者間の合意により起算日を後ろ倒しする合意をした場合でも、起算日は M&A 取引の実行日となります。 【補足】 最終契約において保証を解除しないと合意することとするリスクは No2 の回答のとおりです。	規約第三条第1項第1号
6	譲り渡し側に落ち度がある場合でも自動登録の対象になるのか。	M&A 取引が実行されている以上、当事者間で合意した保証債務等の解除や M&A 対価・退職慰労金の支払いは行われるべきものであり、譲り渡し側に問題があるかどうかは別問題です。そのため、譲り渡し側の事情は考慮せず、登録の判断はなされます。ただし、登録に至った経緯については、備考欄等に記載され、共有されるため、各制度参加会員は、備考欄等の内容も含めて取引判断をすることになります。	規約第三条第1項第1号乃至第4号

7	以下①・②のように、譲り渡し側が悪質なケースでも譲り受け側が登録されるのか。また、登録された場合、登録が削除されることはないのか。 ①M&A 対価を分割払いとしたが、譲り渡し側の表明保証違反が発覚したため補償金相当額を分割払いの残額と相殺した。 ②M&A 対価を M&A 取引の実行日から1年後の退職日付の退職金払いとしたが、譲り渡し側が横領をして解任されたため退職金から横領金額相当額を減額した。	①・②のいずれのケースでも、それぞれ分割払いの期日、退職金支払い期日を経過しても支払いがなされなければ、客観的要件に該当するため登録されます。譲渡対価は本来その全額が M&A 取引の実行日に支払われるのが原則であり、それを分割払いや退職金として後払いとしているだけであるため、(本制度との関係では)他の事由による債権債務関係とは切り離して考えるべきものであるためです。 【補足】 登録されることが明らかに不合理といえるような極限的な事情が存在する場合、異議申し立てがなされればその手続きの中で事実関係が調査され、その調査結果により備考欄等で事情が追記されるということや、登録自体が削除されるケースもあり得ると考えられます。ただし、この場合でも、単なる表明保証違反や譲り渡し側の債務不履行等の事情は考慮されません。	規約第三条第1項第4号
8	譲り渡し側が積極的に情報を隠匿して故意に譲り受け側をリストに登録させたり、直前に大幅に資金を抜いてから引き渡すなど、害意ある行動によりリスト登録された場合に、譲り受け側の救済手段は全く存在しないのか。	客観的登録事由については自動登録である以上はいったん登録されますが、結論的には、害意ある譲り渡し側の行動が介在するような極限的な事情がある場合には、登録事由に該当する事実が認められないとして、異議申し立ての中で救済される場合があります。ただし、制度の趣旨からして、理由の有無は有識者委員会などにより慎重に判断がなされます。	規約第四条第2項
9	期限内に保証が解除されずに登録されたケースで、その後保証が解除された事実を制度参加会員が認知した場合、当該会員は改めて協会へ報告する必要があるのか。	規約どおり、改めて協会へ報告する必要があります。これは、保証債務等が解除されたという事実が(協会により)登録リストの備考欄等に追記されることにより、登録された譲り受け側に保証解除に向けたインセンティブを与えることも目的としています。	規約第三条第3項、第四条第7項
10	特定事業者リストでヒットした譲り受け側(別の制度参加会員が情報提供したもの)に関して、この譲り受け側は保証解除済みであることを認識した場合、その旨を協会に報告してもいいのか。それとも、保証解除等の報告ができるのは情報提供した制度参加会員のみなのか。	任意で報告して頂く分には問題ございません。	—
11	譲り渡し側と譲り受け側の間で訴訟係属中の案件についても、自動登録の対象になるのか。	譲り渡し側と譲り受け側との間で訴訟が係属していることによって、直ちに特定事業者リストへの登録の可否が決まることはありません。登録の前提として、登録事由となる事実関係につき、登録に足るほどの真実性の確認が必要ですが、訴訟係属中であっても当該事実関係の真実性の確認がなされれば、自動登録がなされます。ただし、事実の真実性の確認のためには、司法機関による事実認定を考慮することも重要となりますので、訴訟の状況に応じ、判断を行うことになる場合もあります。	規約第三条第1項
12	制度参加会員は、特定事業者リストの登録要件となっている事由が生じていないかを積極的に確認しなければならないのか。	特定事業者リスト規約は、各制度参加会員が報告事由を認知した際に協会に報告する義務を課しており、積極的に確認をしなければならない義務までは課していません。もっとも、制度の趣旨からすると適宜適切に確認して頂くことが望ましいことは言うまでもありません。	規約第三条第1項柱書
13	協会への報告前に、報告事由の原因解消(保証債務等の解除等)がなされた場合にも協会へ報告する義務はあるか。	報告事由の発生後、報告前に報告事由の原因解消がなされた場合でも協会へ報告する義務があります。 【補足】報告書に原因解消がなされた旨もあわせて記載してください。	規約第三条第1項
14	各種ルールが適用される「保証債務等」の範囲に賃料債務やリース債務に係る保証も含まれるのか。	「保証債務等」の定義上、金融機関からの借入債務に係る保証に限定されていませんので、不動産賃料債務、リース債務及び取引債務等に係る保証も含まれます。	規約第三条第1項第1号
15	特殊法人も登録対象に含まれるのか。	特定事業者リスト規約において、譲り受け側の属性の限定は行われておりません。そのため、特殊法人も登録対象となります。	規約第一条
16	各種ルールが適用される「保証債務等」の範囲に法人保証は含まれるか。	特定事業者リスト規約において、「保証債務等」とは、「譲り渡し側の関係者の負担する保証債務及び抵当権その他の担保権」と定義づけており、譲り渡し側の関係者が自然人であるか法人であるかを区別していません。そのため、法人保証も含まれます。	規約第三条
17	本制度が開始された2024年10月施行の旧規約(2025年4月1日改定前)に基づく案件と、改定後の新規約に基づく案件では、協会への報告からリスト登録されるまでの手続きにどのような相違があるのか。	旧規約に基づく案件では、制度参加会員から報告を受けた協会において登録事由(事案の重大性・悪質性)の有無について検証され、これに該当する可能性が高い案件については対象の譲り受け側へ協会から弁明の機会が付与されます。弁明の結果・内容等を踏まえ、協会理事会において登録の有無が審議・決定されます。なお、必要に応じ、弁明の機会の付与に関する手続きが外部専門家へ委嘱されることがあります。 新規約に基づく案件のうち、客観的登録事由に該当する場合はそのまま自動登録されます。また、その基礎となる事実の有無に関する異議申し立て手続きや、異議申し立てに理由があるか否かについて結論が出ない場合に必要に応じて異議申述の機会を与える手続きが	規約第三条乃至第六条

		あります。 濫用的（主観的）登録事由に該当した場合は、旧規約における手続きと同様の手続きが行われます。	
18	特定事業者リストに一度情報が登録されると、その後どのくらいの期間登録が継続されるのか。	登録開始日から最低でも10年間です。	規約第四条第1項
19	特定事業者リストで譲り受け側の情報がヒットした場合、その事実を顧客に伝えてもいいのか。	会員には特定事業者リストの利用にあたり当協会との間で守秘義務があるため、顧客（譲り受け側・譲り渡し側）に特定事業者リストにヒットした旨を伝えることはできません。情報漏洩に関しては、義務違反として調査等の対象となり得ます。	規約第七条、第八条
20	制度参加会員として報告義務がない案件を報告することはできるのか。	一般論として、一般人からの情報提供と同じ扱いで情報提供することは可能です。	—
21	譲り受け側の情報を協会に報告する際に、背景事情はどこまで記載すればいいのか。また、その事情は必ず反映されるのか。	背景事情の記載は各制度参加会員の判断になります。協会事務局側でどの範囲の情報を掲載するか判断するため、必ず反映される訳ではありません。	規約第四条第1項
22	海外案件において特定事業者リストはどの範囲で適用されるのか。	海外案件は日本法の適用可能性や現地慣行などとの関係で一定の特殊性があることから、以下の通りの運用とします。 ①OUT-IN（海外の会社が日本の会社を買う）に関しては、日本国内の案件と同じ扱いとし、全面的に適用されます。従って、自動登録要件などにヒットした海外の会社はリスト登録の対象となります。 ②OUT-OUT（海外の会社が海外の会社を買う）に関しては、適用除外とします。 ③IN-OUT（日本の会社が海外の会社を買う）に関しては、5号登録（バスケット条項）のみの適用とします。	—

【登録事由の解釈】

23	M&A 取引実行後すぐに譲り受け側が金融機関に保証債務等の解除について相談しようとしたが、金融機関側の都合で10営業日を超えた日ようやく訪問相談ができたケースでも登録されてしまうのか。	「相談」とは「解除に向けた具体的申し入れであり、挨拶・日程調整はここには含まれない」とされていますので、日程調整のみの状況でM&A取引の実行日から10営業日を超えれば登録事由に該当します。ただし、金融機関側の都合で相談までに10営業日を超えてしまうような特段の事情がある場合は、日程調整時に面談の目的が保証解除の申し入れである旨明確に伝えていれば「相談」に該当すると解して差し支えないと考えます（その後、面談時に具体的な申し入れがなされることが前提となります）。 【補足】 相談の方法は対面による面談に限られないことから、Web面談や電話により解除に向けた具体的申し入れをするという対応も考えられます。	規約第三条第1項第2号
24	2号登録の相談は、金融機関等へ事前相談していた場合も含まれるのか。	2号は保証債務等の解除に向けた動きを早急に行うことを求める趣旨です。当該趣旨からすると、金融機関等に対し、M&A取引の実行の前から保証債務等の解除に向けた具体的な相談を行っている場合まで、M&A取引日の実行後、10営業日以内に金融機関への相談を要求するものではありません。従いまして、本号は取引実行後に初めて譲り受け側が保証解除の申し入れをするケースを想定したものであり、たとえば、取引実行前から譲り受け側も共同で相談がなされている場合には、登録事由には該当しないと考えられます。 ただし、M&A取引の実行日以降、譲り受け側において極力早期に保証解除の審査状況や結果の確認を行うこと自体は必要と考えられます。	規約第三条第1項第2号
25	3号登録は、金融機関等に事前相談していた場合にも適用があるのか。	最終契約締結からM&A取引の実行日までの間に金融機関等に相談を行い、金融機関等が解除できないと判断した場合又は解除にあたっての条件が付けられた場合、M&A取引の実行前であっても当該判断がなされたから20営業日以内に解除を実施することを求めるものではありません。3号における相談は、M&A取引の実行後に行われたものに限られます。なお、最終契約締結後、M&A取引の実行前に、金融機関等が解除できないと判断した場合又は解除にあたっての条件が付けられた場合に備え、最終契約に適切な条項（クローゼット条件に追加する等）を設定しておくこと、当該条項に基づき解除が早期に適切に行われるためのスキーム変更を含めた検討を行うことが重要となります。	規約第三条第1項第3号
26	3号登録の借換等は、手続を開始していればいいのか。	「解除を実施」とは、解除を実際に行うことを意味しますので、手続を開始するだけでなく、実際に解除をしていることまで必要です。	規約第三条第1項第3号
27	3号登録の借換等は、保証解除を金融機関等から拒否されてから自動登録までの期間内に対処するのは実務上難しいか。	保証解除の拒否はほぼ事前に分かることから、本号は、保証解除を金融機関等から正式に拒否されてから借換等を検討するのではなく、事前に借換等の準備しておくことが前提となっています。	規約第三条第1項第3号

28	取引実行後、譲り受け側が銀行へ保証の解除について相談していたが、追加担保の提供がない限り保証解除はできないと正式回答があった。その回答がM&A取引の実行日から50営業日目であったが、規約第三条第1項第3号により、回答を受けてから20営業日以内に借換・一括弁済、追加担保の提供等により保証を解除できれば登録されないのか。	回答を受けてから20営業日以内であっても、M&A取引の実行日から60営業日を経過して保証債務等の解除等がなされていない場合は、規約第三条第1項第1号の登録事由に該当し、登録されることになります。 【補足】 銀行による保証解除に係る審査結果については譲り受け側において極力早期に確認すべきことや、保証解除を拒否されるリスクに備え、予め他の手段も検討しておくよう注意喚起しておくことが有用です。	規約第三条第1項第3号、同第1号
29	4号登録における「支払要件が期日の到来のみとされている」というものは具体的にどのようなものなのか。	4号登録における「支払要件が期日の到来のみとされている」からは、支払条件や支払金額が一定の事由によって変動することになるものが除かれます。具体的な除外対象としては、いわゆるアーンアウト条項や譲渡後の働きに応じて変動するインセンティブという意味合いの退職慰労金です。ここでいう「期日」とは、確定日付だけを指すものではなく、「取締役の地位を喪失した日」という、日付は変動するものの確定した条件によって定まる日付も含まれます。	規約第三条第1項第4号

【FA契約の場合】

30	FAのケースでも、制度参加会員が登録事由を認知したときは、当該事実を協会へ報告する義務はあるか。	規約は支援の態様が仲介であるかとFAであるかとの対応を区別していませんので、FAの場合でも協会へ報告する義務があります。買いFAの場合でも、売りFAの場合でも、同様です。 ただし、協会への報告について、FA契約締結時に同意を得る措置として行われている場合において、FA契約を締結しない自己の依頼者のM&Aの相手方に対し直接の秘密保持義務を負うときには、制度参加会員による報告が、当該自己の依頼者のM&Aの相手方に対する秘密保持義務違反にならないように事前の秘密保持契約などにおいて除外規定の設定等が必要です。もちろん、当該自己の依頼者のM&Aの相手方に対して直接の秘密保持義務を負わない場合には、協会の報告にあたり相手方の同意を得る必要はありません。	規約第三条
31	買いFAのケースで制度参加会員が登録事由を認知したとき、当該事実を協会へ報告する義務があるとすれば、FAの本質に反するのではないか。	買いFAは依頼者である譲り受け側との契約に基づく善管注意義務（忠実義務を含む。）を負っており、依頼者である譲り受け側に不利益となり得る報告を行うという側面はありますが、同時に職業倫理の遵守が求められています。職業倫理を遵守して支援を行うため、自らの支援の質、ひいては中小M&A市場の質の確保に努めることが強く望まれているため、FAの本質とは矛盾はないものと考えられます。なお、仲介契約の場合も譲り受け側との関係で善管注意義務はある中で譲り受け側に不利益となり得る報告を行うという点では相違なく、本件は必ずしも買いFA固有の問題ではないものとも考えられます。	規約第三条

【計算】

32	「営業日」の定義は。	「営業日」とは、銀行休業日以外の日です。銀行休業日とは、銀行法第15条第1項及び銀行法施行令第5条第1項に基づき、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から翌年の1月3日までの日及び土曜日をいいます。	規約第三条第1項第1号乃至第3号
33	期間計算の際には初日は算入するのか。	各要件の期間を計算する場合、初日は不算入とします。	規約第三条第1項第1号乃至第3号

【異議申し立て】

34	特定事業者リストに登録された旨は譲り受け側に通知がなされるのか。	客観的登録事由に基づく自動登録の場合は、譲り受け側には通知はなされません。濫用的（主観的）登録事由に該当する場合は、弁明の機会の付与に関する手続きを経て登録を行い、その旨を譲り受け側に対して書面で通知がなされます。	規約第六条第6項
35	譲り受け側自身が特定事業者リストに登録されているか否かを確認する方法はあるのか。	譲り受け側ご自身に限り、特定事業者リストの登録状況についてメール又は書面での照会が可能です。照会の際に提出が必要な書面等をご案内いたしますので、 協会お問い合わせフォーム までご連絡ください。	規約第四条第8項
36	協会への照会手続きを経て、特定事業者リストに登録されていることが判明したが、登録事由に該当する事実について認識の相違がある。この場合における救済手続きについて教えてほしい。	客観的登録事由に基づき特定事業者リストに登録されている場合に限り、譲り受け側は、客観的登録事由の有無に関して協会にメール又は書面での異議申し立てを行うことが可能です。異議申し立てがなされればその手続きの中で事実関係が調査され、その調査結果により備考欄等で事情が追記されるということや、登録自体が削除されるケースもあり得ると考えられます。 異議申し立ての際に提出が必要な書面等をご案内いたしますので、 協会お問い合わせフォーム までご連絡ください。	規約第四条第2項